

自動体外式除細動器（AED）等の賃貸借（レンタル）（宅配ボックス内）（阪神住まいセンター）

掲示文兼入札説明書

標記に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この掲示文兼入札説明書によるものとする。

- 1 入札等実施要領
- 2 競争参加資格等
- 3 入札心得書
- 4 使用印鑑届及び委任状（様式）
- 5 入札書及び封筒（様式）
- 6 内訳明細書（様式）
- 7 賃貸借契約書
- 8 仕様書
- 9 提出書類（様式）

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社UR コミュニティ 阪神住まいセンター

1 入札等実施要領

1 入札公告の掲示日

令和6年1月31日

2 発注者の氏名及び名称

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ 阪神住まいセンター

センター長 尾上 将之

3 調達の概要

(1) 調達件名

件名：自動体外式除細動器（AED）等の賃貸借（レンタル）（宅配ボックス内）
(阪神住まいセンター)

(2) 納入場所

仕様書による

(3) 履行内容

仕様書による

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日（60ヶ月間）

(5) 入札方法

イ 入札金額は、契約履行期間（60ヶ月）の総額を記載すること。また、入札書には内訳明細書を添付すること。

ロ 内訳明細書に記載の合計額と入札書に記載の金額に相違があった場合及び内訳明細書の記載に誤りがあった場合、当該入札書は無効とする。

4 競争参加資格確認申請書等(以下「申請書等」という。)の提出方法

(1) 提出期限：令和6年2月15日（木）午後5時

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く毎日、午前10時から午後5時まで

(2) 提出場所：〒660-0881 兵庫県尼崎市昭和通3-95 アマックスビル8階

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社UR コミュニティ 阪神住まいセンター

お客様相談課 電話 06-6419-4522

(3) 提出方法：持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は一般書留郵便で提出期限までに必着とし、封筒に入札件名

及び「申請書在中」と朱書きすること。

5 同等品の認定申請について

- (1) 仕様書記載の基準品以外で応札しようとする場合は、「同等品申請書」(様式2)により同等品の認定申請を行い、当社の審査を受け、認定を受けたうえでなければならない。
- (2) 提出期限、場所及び方法
 - イ 提出期限：令和6年2月15日（木）午後5時
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
 - ロ 提出場所：4(2)と同じ
 - ハ 提出方法：持参又は郵送とする。
ただし、郵送の場合は一般書留郵便で提出期限までに必着とし、封筒に入札件名及び「同等品申請書在中」と朱書きすること。
- 二 提出書類：同等品申請書（様式2）
製品の取り扱い説明書や製品紹介URL、カタログ等、申請品の使用が分かるものを添付すること。
- (3) 同等品の認定判定は、当社で行うものとし、その結果は、「認定結果回答書」の閲覧をもって行う。
 - イ 閲覧期間：令和6年2月28日（水）から令和6年3月8日（金）まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
 - ロ 閲覧場所：4(2)と同じ

6 競争参加資格の確認通知

- (1) 競争参加資格の確認通知
競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和6年2月28日（水）に郵送等により通知する。ただし、その後開札の時までの期間に本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止措置を受けた者は選定しない。
- (2) 苦情申立て
申請書等を提出した者のうち、(1)で競争参加資格がないと認められた者は、通知した日の翌日から起算して5日（「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という）を含まない）以内に、書面により、当社に対して参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。
当社は、参加資格がないと認めた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない）

に書面により回答する。

7 質問書の提出及び回答

- (1) 入札、仕様等に対する質問は、「質問書（任意様式）」の提出による。
- イ 提出期限：令和6年2月28日（水）午後5時
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
- ロ 提出場所：4(2)と同じ
- ハ 提出方法：持参又は郵送とする。
ただし、郵送による場合は一般書留郵便で提出期限までに必着とし、封筒に入札件名及び「質問書在中」と朱書きすること。
- (2) 質問に対する回答は「質問回答書」の閲覧をもって行う。
- イ 閲覧期間：令和6年3月4日（月）から令和6年3月8日（金）まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
- ロ 閲覧場所：4(2)と同じ

8 入札手続き及び落札者の決定

- (1) 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法
- イ 提出期限：令和6年3月8日（金）午後5時
- ロ 提出場所：〒660-0881 兵庫県尼崎市昭和通3-95 アマックスビル8階
独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 阪神住まいセンター
総務収納課 電話 06-6419-4522
- ハ 提出方法：一般書留郵便で提出期限までに必着とし、表封筒に入札件名及び「入札書在中」と朱書きすること。
提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 開札の日時及び場所
- イ 日 時：令和6年3月11日（月） 午前11時
- ロ 場 所：独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ
阪神住まいセンター
※入札は郵送による事前受付のみとし、開札時の立会いは不要とする。
- (3) 入札方法は、上記3(5)による。
- (4) 落札者がない場合は、別に日時を定めて入札を行うものとする。
- (5) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (6) 落札者の決定方法について
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に

相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。

10 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本国語及び日本国通貨

11 入札保証金及び契約保証金 免除

12 入札手続きにおける交渉の有無 無

13 契約書作成の要否 要

14 支払条件 月額払いとする。（当月分の料金を翌月末までに支払い）

15 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、「独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める」とされているところです。

これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いい

いたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了承願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ロ 機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- イ 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（機構OB）の人数、職名及び機構における最終職名
- ロ 機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

二 1者応札又は1者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- イ 契約締結日時点で在職している機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び機構における最終職名等）
- ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

2 競争参加資格等

1 競争参加資格

(1) 次の事項に該当する者は、競争参加資格を有しない。

イ 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定に該当する者。

ロ 申請書等提出期限の日から開札の時までにおいて、独立行政法人都市再生機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置区域とする指名停止を受けている者。

ハ 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続きをしている者。

ニ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者。

(定義については都市再生機構ホームページ「入札・契約情報」→「入札・契約手続き」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連様式・標準契約書」→「(入札説明書等別紙) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」参照)

(2) 次の要件をすべて満たしている者であること。

イ 申請書等の提出期限までに、令和5・6年度独立行政法人都市再生機構西日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。

ロ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法・昭和35年法律第145号）で定められた高度管理医療機器等賃貸業許可を得ているものであること。

なお、競争参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、申請書等の提出期限までに競争参加資格審査の申請を行い、確認を受け、かつ開札日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

「物品購入等の契約に係る競争参加資格審査」の申請等に関する問合せ先

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田 1-13-1

大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21階

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部 調達管理課 電話 06-4799-1035

（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から17時40分まで。ただし12時から13時までを除く。）

2 競争参加者に求められる義務

(1) 競争参加者は、上記1(2)の資格を有することを証明するため、**1 入札等実施要領**4(1)に定められる日時までに競争参加資格確認申請書（様式1-1）に必要書類を添えて指定された提出場所に提出しなければならない。

(2) 当社から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならぬ。

3 その他

- (1) 入札参加者は、**3 入札心得書**を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 入札に必要な提出書類等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。
- (3) 当社に提出された書類を審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。
- (4) 当社に提出された書類は返却しない。
- (5) 当社に提出された書類の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出書類等に虚偽又は不正な記載をした者の入札は無効とする。
- (7) 競争参加資格の審査において本件に係る競争参加資格を有すると認められた者であっても、開札の時において上記1の資格のない者は、落札対象としない。

3 入札心得書

入札心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ（以下「当社」という。）が締結する「自動体外式除細動器（AED）等の賃貸借（レンタル）（宅配ボックス内）（阪神住まいセンター）」の契約に関する競争入札及びその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札等）

第2条 一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札説明書及び仕様書等を熟覧の上、所定の書式による入札書により入札しなければならない。この場合において入札説明書及び仕様書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、郵送により提出するものとする。封筒は二重封筒として、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、業務件名、開札日時及び入札企業名を記載した中封筒に入札書及び内訳明細書を入れ、入札書の提出期限までに発注者あての親書で提出しなければならない。

また、入札書の押印を省略する場合は、中封筒に押印省略の旨を朱書きし、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

3 前項の入札書は入札書の提出期限までに到着しないものは無効とする。

4 入札参加者等が代理人をして入札をさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

また、委任状の押印を省略する場合は、委任状の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一事項の入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札書には、総額を記載するものとする。なお、応札者は入札説明書に示す内訳明細書を添付すること。

7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと。また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札書の提出をもって誓約したものとする。

(入札の辞退)

第2条の2 入札参加者等は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- 一 入札執行前にあっては、所定の書式による入札辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
- 二 入札執行中にあっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 三 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第2条の3 入札参加者等は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならぬ。

3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。

(内訳明細書)

第3条 入札に当たっては、あらかじめ入札金額の内訳明細書を用意しておかなければならない。

2 入札書には、内訳明細書を添付すること。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがあることある。

(入札書の引換の禁止)

第5条 入札参加者等は、入札書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(入札の無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、以後継続する当該入札等に参加することはできない。

- 一 委任状を提出しない代理人が入札をなしたとき
- 二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- 三 入札金額の記載を訂正したとき

- 四 入札書の金額と内訳明細書の金額が一致しないとき
- 五 入札者（代理人を含む。）の記名のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき（押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき。）
- 六 再度の入札において、前回の最低入札金額と同額またはこれを超える金額をもつて入札を行ったとき
- 七 1人で同時に2通以上の入札書をもって入札を行ったとき
- 八 明らかに連合によると認められるとき
- 九 第2条第8項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき
- 十 前各号に掲げる場合のほか、当社の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を具備していないとき

（開札等）

第7条 開札は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせたうえで、入札説明書に示した場所及び日時に行うものとする。なお、入札者又はその代理人の立会いは不要とする。

（落札者の決定）

第8条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

（再度の入札）

第9条 開札の結果、落札者がないときは、別に日時を定めて、再度の入札を行うものとする。

2 前項の再度の入札は、原則として1回を限度とする。

（同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、別途通知した日に、当該入札にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（入札参加者の制限）

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札に参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、または材料、品質、数量に関して不正の行為があった者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶことまたは契約を履行することを妨げた者

- 四 監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 七 不誠実な入札をなしたと認められた者

(契約書の提出)

- 第12条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出しなければならない。
ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。
- 2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

(異議の申立)

- 第13条 入札参加者等は、入札後この心得書、仕様書等の契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

4 使用印鑑届及び委任状（様式）

入札に係る提出書類について

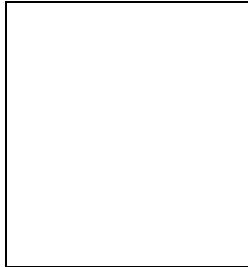
- 1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届(実印を使用印とする場合も含む)及び印鑑証明書正本(原本発行日から3か月以内)を提出してください。
(一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。(最長2年間))
また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本(原本発行日から3か月以内)を提出してください。
(一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。(最長2年間))
また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 3 代理人の方が入札される場合:委任状を提出してください。
なお、委任事項に契約行為を含まない場合は、委任状の押印を省略することができます。
押印を省略する場合は、委任状の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載してください。また、入札書の押印を省略する場合は、使用印鑑届及び印鑑証明書正本の提出は不要です。

以 上

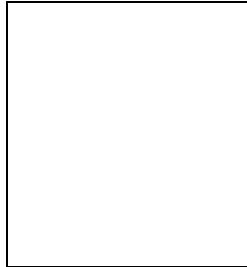
使用印鑑届（様式）

使　用　印　鑑　届

使用印



実印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

令和　年　月　日

住所

商号又は名称

代表者

印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社UR コミュニティ　阪神住まいセンター
センター長 尾上 将之 殿

注1 本届には、印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。

2 使用印を届け出る本支社等、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

委任状（様式）

(押印する場合 ※委任事項に契約行為等を含む場合は押印必須)

委任状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 阪神住まいセンターの発注する「自動体外式除細
動器（AED）等の賃貸借（レンタル）（宅配ボックス内）（阪神住まいセンタ
ー）」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札に関する一切の件

2

代理 人	
使用印鑑	

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者 印

(受任者) 住 所
氏 名 印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 阪神住まいセンター
センター長 尾上 将之 殿

- 注1 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。
ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。
- 2 委任事項は、明確に記載すること。

委任状（様式）（押印を省略する場合 ※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可）

委任状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 阪神住まいセンターの発注する「自動体外式除細
動器（AED）等の賃貸借（レンタル）（宅配ボックス内）（阪神住まいセンタ
ー）」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札に関する一切の件

2

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

(受任者) 住 所
氏 名

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 阪神住まいセンター
センター長 尾上 将之 殿

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先（電話番号）1 :

連絡先（電話番号）2 :

注1 委任事項は、明確に記載すること。

2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

5 入札書及び封筒（様式）（押印する場合）

入 札 書

金

円（税抜）

※内訳明細書を同封してください

ただし、自動体外式除細動器（AED）等の賃貸借（レンタル）（宅配ボックス内）（阪神住まいセンター）

入札心得書（物品購入等）、入札説明書を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

（代 理 人）

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 阪神住まいセンター
センター長 尾上 将之 殿

連絡先	開札結果通知先	
	ファクシミリ番号	
	連絡先担当者名	
	連絡先電話番号	

(押印を省略する場合)

入札書

金

円（税抜）

※内訳明細書を同封してください

ただし、自動体外式除細動器（AED）等の賃貸借（レンタル）（宅配ボックス内）（阪神住まいセンター）

入札心得書（物品購入等）、入札説明書を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

（代理 人）

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社UR コミュニティ 阪神住まいセンター

センター長 尾上 将之 殿

開札結果通知先 ファクシミリ番号

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

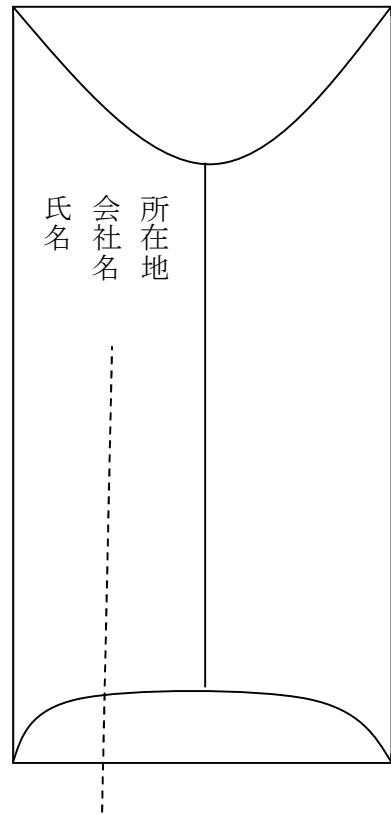
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

中封筒見本

表

裏

開札日 令和6年3月11日 午前11時	件名 自動体外式除細動器（AED）等の賃貸借（レンタル）（宅配ボックス内）（阪神住まいセンター）	入札書
<p style="text-align: center;">（押印省略）</p>		



委任している場合は、代理人の氏名

※ 押印を省略する場合は封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。

6 内訳明細書（様式）

内 訳 明 細 書
※入札書に同封してください。

自動体外式除細動器（AED）等の賃貸借（レンタル）（宅配ボックス内）（阪神住まいセンター）

商号又は名称 _____

No.	品目	台数 (A)	月額 (B)	月数 (C)	(税抜)	
					(A) × (B) × (C)	円
1	自動体外式除細動器	7 台		60 円		円

※合計欄記載の金額と入札書記載の金額と一致していること。

この金額を入札書に記載してください

※それぞれの単価には一切の諸経費を含んだ金額を計上すること。



7 賃貸借契約書

賃貸借契約書(案)

- 1 契約の名称 自動体外式除細動器(AED)等の賃貸借(レンタル)(宅配ボックス)
(阪神住まいセンター)
- 2 対象物件 別添仕様書のとおり
- 3 契約期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 契約金額 月額金 円(税込)
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)

上記の物件について、賃借人と賃貸人は、次の条項によってこの契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、賃借人及び賃貸人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

賃借人 住 所
氏 名 印

賃貸人 住 所
氏 名 印

(総則)

第1条 賃貸人は、頭書の業務に関し、この契約及び別添の仕様書(以下「仕様書」という。)に定めるところにより、賃貸人の所有物である頭書の物件を頭書の契約期間中、賃借人の使用に供するものとし、賃借人はその使用の対価として賃貸人に頭書の契約金額を支払うものとする(以下、業務、物件、契約期間及び契約金額については、「頭書の」を省略する。)。

(善良な管理者の注意義務)

第2条 賃貸人は、この契約の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、業務を処理しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 賃貸人は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継さ

せてはならない。ただし、あらかじめ、賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 賃貸人は、この契約により賃借人が使用中の物件に質権及びその他の担保権を設定してはならない。

(一括再委託等の禁止)

第4条 賃貸人は、この契約の全部又は主体的部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 賃貸人は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、賃借人の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、賃借人が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(物件の納入及び据付調整)

第5条 賃貸人は、物件が令和6年4月1日から正常に使用できるように納入し、かつ、据付調整を行うものとし、据付調整が完了したときは、設置場所の長又はその指定する職員の検査を受けるものとする。

(物件の保守)

第6条 賃借人は、物件に障害が発生し保守が必要なときは、直ちに賃貸人に通知し、賃貸人は、仕様書に基づき物件の保守を迅速に行うものとする。

(立入り)

第7条 賃貸人又は賃貸人の代理人は、この契約の期間中、物件の確認及び保守を行うため、賃借人の了解を得て物件の設置場所へ立入ることができるものとする。この場合、賃貸人又は賃貸人の代理人は、身分証明書を携行又は名札等の表示をする。

(物件の使用及び管理)

第8条 賃借人は、善良なる管理者の注意をもって物件を管理するものとする。

2 賃借人は、事前に書面により賃貸人の承諾を得た場合を除き、物件を転貸、改造等原状の変更をしてはならない。

(仕様書等の変更)

第9条 賃借人は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務の履行に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を賃貸人に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、賃借人は、必要があると認められるときは契約期間又は契約金額を変更することができ、それにより賃貸人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、賃借人が負担する費用の額は、賃借人と賃貸人が協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第 10 条 業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、賃貸人の負担とする。ただし、その損害が賃借人の責めに帰すべき理由によるものである場合には、賃借人が負担するものとする。

2 前項の損害賠償の額は賃借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。この場合において、賃貸人の付保する動産総合保険で補填される額は、この損害額から控除するものとする。

（検査）

第 11 条 賃貸人は、業務を完了したときは、その旨を書面をもって賃借人に通知しなければならない。

2 賃借人は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して 10 日以内に検査を行うものとする。

（賃貸料）

第 12 条 物件の賃貸料は、頭書の契約金額のとおりとする。

2 契約期間が 1 か月に満たない場合又はこの契約が解除された場合における当該解除の日が月の途中であるときの当該月の賃貸料は、1 か月を 30 日として日割計算して得た額とし、日割計算により得た額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（賃貸料の支払い）

第 13 条 賃貸人は、当月分の賃貸料については、第 11 条第 2 項に規定する賃借人の検査を受けた後、翌月 1 日以降賃借人に対して支払請求書により請求するものとし、賃借人は、当該支払請求書を受理した日から起算して 30 日以内にこれを賃貸人に支払うものとする。

（賃借人の任意解除権）

第 14 条 賃借人は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 16 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 賃借人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、賃貸人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、賃借人と賃貸人とが協議して定める。

（賃借人の催告による解除権）

第 15 条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一 第 3 条の承諾を得ず又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。

二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 契約期間内に又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(賃借人の催告によらない解除権)

第16条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第3条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

二 賃貸人がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 賃貸人の債務の一部の履行が不能である場合又は賃貸人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四 契約の業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、賃貸人が履行をしないでその時期を経過したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、賃貸人がその債務の履行をせず、賃借人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

六 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

七 第18条又は第19条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

八 賃貸人が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（賃貸人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、賃貸人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 賃貸人が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。

九 第21条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（賃借人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第17条 第15条又は前条各号に定める場合が賃借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃借人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（賃貸人の催告による解除権）

第18条 賃貸人は、賃借人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（賃貸人の催告によらない解除権）

第19条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第9条の規定により、業務内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

二 業務の履行の中止期間が契約期間の2分の1を超えたとき。

（賃貸人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条 第18条又は前条各号に定める場合が賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃貸人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（賃借人の損害賠償請求等）

第21条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

一 契約期間内に業務を完了することができないとき。

二 第15条又は第16条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、賃貸人は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額をいう。次条において同じ。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第 15 条又は第 16 条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 賃貸人がその債務の履行を拒否し、又は賃貸人の責めに帰すべき事由によって賃貸人の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- 一 賃貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 賃貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - 三 賃貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項第 1 号に該当し、賃借人が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年（365 日当たり） 3 パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第 21 条の 2 賃貸人が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、賃貸人は、賃借人の請求に基づき、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として賃借人の指定期間に内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、賃貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は賃貸人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が賃貸人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が賃貸人又は賃貸人が構成事業者である事業者団体（以下「賃貸人等」という。）に対して行われたときは、賃貸人等に対する命令で確定したもの）をいい、賃貸人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）にお

いて、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、賃貸人等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が賃貸人に對し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、賃貸人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 賃貸人が前項の違約金を賃借人の指定する期間内に支払わないときは、賃貸人は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を賃借人に支払わなければならぬ。

（賃貸人の損害賠償請求等）

第22条 賃借人の責めに帰すべき理由により第13条の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、賃貸人は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを賃借人に請求することができる。

（契約終了時の措置）

第23条 この契約が満了又は解約により終了した場合、賃貸人は物件を撤去及び搬出するものとする。なお、当該作業に要する一切の費用は賃貸人の負担とする。

（保険）

第24条 賃貸人は、自己の負担において、物件に動産総合保険を付保するものとする。

2 賃借人は、動産総合保険約款に基づく保険事故が生じたときは、直ちに、賃貸人に通知するものとする。

（賠償金等の徴収）

第25条 賃貸人がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を賃借人の指定する期間内に支払わないときは、賃借人は、その支払わない額に賃借人の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、賃借人の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、賃借人は、賃貸人から遅延日数につき年（365日当たり）

3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第 26 条 賃貸人又は賃貸人の代理人は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(適用法令)

第 27 条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。(ワ)

(補則)

第 28 条 この契約においては、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 649 条、第 650 条及び第 651 条の規定は適用しないものとする。

(管轄裁判所)

第 29 条 この契約及びこの契約に関連して賃借人と賃貸人との間において締結された契約、覚書等に関して、賃借人と賃貸人との間に紛争を生じたときは、頭書の賃借人の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第 30 条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、賃借人と賃貸人が協議して定めるものとする。

仕様書

1. 件名

自動体外式除細動器（AED）等の賃貸借（レンタル）（宅配ボックス内）（阪神住まいセンター）

※「自動体外式除細動器（AED）」を以下「AED」という

2. 概要

賃借人は、賃借人の管理する団地の居住者及び団地来訪者の一次救命処置に資することを目的として、賃貸人から4の物件を賃借し、これを賃借人の管理する団地に設置するものとする。

3. 契約期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（60ヶ月）

4. 物件の仕様等及び数量

(1) AED 本体 1台

【基準品】日本光電株式会社製 自動体外式除細動器 AED-3150

基本仕様（上記基準品と同等またはそれ以上の仕様とする）

- ① 医療用具（除細動器）として医薬品医療機器等法の承認を得ていること
- ② JRC（日本版）蘇生ガイドライン2020対応機種であること
- ③ 電極パッドは成人/小児共通であり、AED本体に接続された状態で保管されていること
- ④ 小児キー又は切替スイッチによって、成人/小児のモード変更ができること。モード変更は心電図解析後でも電源を落とさずに切替えが可能であること。
- ⑤ バッテリーは待機寿命4年以上で、電気ショックの回数は140回以上に相当する容量を持つものであること
- ⑥ 主に医療従事者でない一般市民による使用を想定しているため、音声ガイドに連動したイラスト及び文字をAED本体に内蔵された液晶画面に表示し、AEDの操作と心肺蘇生の手順を指示すること
- ⑦ IP66以上を有していること
- ⑧ 待機条件は-5°C～50°Cの範囲を含むこと
- ⑨ 毎日、自動でセルフテストを行い、機器が使用可能かどうかをインジケーターで目視にて確認できること。異常があった場合には、アラーム音等で周囲に知らせる機能を有すること
- ⑩ AEDのセルフテスト結果を自動でサーバーへ送信し、AEDの状態をインターネット上のWEB画面等で把握できる遠隔監視システムを有すること。異常を検知した際は、メール等で必要な情報を通知すること

- ⑪ AED 本体が自動で時刻補正できる機能を有すること
- (2) AED 付属品（下記以外の標準付属品を含む。AED 本体と同一の会社製）1 セット
- ① バッテリー 1 個
 - ② 成人小児兼用電極パッド 2 組
 - ③ 収納用バッグ 1 個
 - ④ レスキュー・キット 1 組
 - ・ 汗等を拭き取るもの（タオル、ガーゼ等）
 - ・ 体毛等を除毛するもの（カミソリ、除毛・脱毛テープ等）
 - ・ 衣服等を切断するもの（はさみ、カッター等）
 - ・ 人工呼吸補助用具（一方向弁付呼気吹き込み用具、人工呼吸シード等）
 - ・ 感染防御用グローブ
 - ・ その他
 - ⑤ 遠隔監視端末 1 個
 - ・ システム導入（納入）に当たっては別途電源及び工事等が不要なこと。

(仕様)

- ① 電極パッドは、成人・小児兼用パッドを本体に備え付けること。
- ② 収納用バッグは、標準、オプションを問わないが本体を保護し屋外などへの搬出も出来ること。
- ③ 予備電極パッド・レスキュー・キット・遠隔監視端末は、収納用バッグに付属する収納袋に収納し常時本体と一緒に使用できること。
- ④ バッテリー及び使い捨て電極パッドの使用期限が到来した場合には、賃借人からの要請に基づくことなく、賃借人に事前連絡の上、賃貸人の負担にて新しいバッテリー及び使い捨て電極パッドを送付すること。
- ⑤ 次の（ア）～（ウ）の場合においては、賃借人から賃貸人に連絡をするので、連絡を受けた賃貸人は速やかに新しいものに取り換えること。費用については賃貸人又は AED メーカーの負担とする。
 - （ア）使い捨て電極パッドを使用した場合
 - （イ）AED を使用したことによりバッテリーが使用不可能の状態の場合
 - （使用期限内かつ未使用の場合の不具合についてはこの限りではない。）
 - （ウ）レスキュー・キットを使用したため、損耗がひどく使用不可能な状態の用具（カミソリ、はさみ等）が発生した場合

- (3) AED 設置表示シール及び救命手順説明ポスター（AED 本体と同一の会社製）
1 セット

(仕様)

- ① AED 設置表示シールは A5 サイズであること
- ② 救命手順説明ポスターは A3 サイズでイラストにより救命手順が表示されていること

※(1)から(3)までの物件はいずれも新品であること。

5 賃貸料金の支払い方法等

(1) 支払方法

当月分の賃貸料金については、翌月 1 日以降、賃借人に対して支払請求書により請求するものとし、賃借人は、支払請求書を受理した日から起算して 30 日以内に賃貸人に支払うものとする。

(2) 付保

賃貸人は、自己の責任において、AED 本体に動産総合保険(破損、火災、盗難、台風、雷害、風水害等に対応するもの)を付保するものとする。

6 納入先及び期限

(1) 納入先 別表 1 「設置場所等一覧表」のとおり

※納入先の設置場所に直接納品するものとする。

(2) 納入期限：令和 6 年 3 月 30 日（土）

※令和 6 年 4 月 1 日（月）から正常に使用できるように納入及び設置を行うこと。

7 その他

(1) 設置場所については、入札書類等提出前によく現地を確認しておくこと。詳細については、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社UR コミュニティ阪神住まいセンターお客様相談課（電話番号 06-6419-4522）まで確認すること。

(2) 物件について、賃借人の正常な使用・管理において発生した故障等発生した場合、AED メーカーが賃貸人の負担にて速やかに機器を交換又は修理すること。

以上

別表1 設置場所等一覧表

自動体外式除細動器(AED)等の貯蔵(レンタル)(宅配ボックス内)(阪神住まいセンター)

No.	団地名	住所	設置台数	宅配ボックス内の内寸
1	さらら仁川	兵庫県宝塚市仁川北2丁目5番1、7番1	2	高さ52.4cm 幅41.1cm 奥行54.2cm
2	アーベイン中之島西(1・2号棟)	大阪市福島区玉川1丁目5番	2	高さ60cm 幅50cm 奥行54cm
3	パークシティふれあいのまち	大阪市此花区高見1丁目8番	2	高さ60cm 幅50cm 奥行54cm

9 提出書類（様式）

（様式 1－1）

本競争に必要な「役務提供」の登録状況（申請日時点）：以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり

申請中⇒新規又は更新 工種等又は地区追加（該当する場合、登録番号を記載）

済⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社UR コミュニティ 阪神住まいセンター

センター長 尾上 将之 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和6年1月31日付けで公示のありました「自動体外式除細動器（AED）等の賃貸借（レンタル）（宅配ボックス内）（阪神住まいセンター）」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと、並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

1 会社概要書 様式1-2（添付資料を含む。）

2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法・昭和35年法律第145号）で定められた「高度管理医療機器等賃貸業許可証」の写し

以 上

※有資格者名簿は機構HP（<https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>）に掲載しているので、該当部分を印刷して添付または登録番号を記載すること。

(様式 1 - 2)

会 社 概 要 書

商号又は名称、代表者名		
設立年月日		
本 店	所在地	
	電話番号 (FAX)	
最 寄り の 支 店	所在地	
	電話番号 (FAX)	
営 業 所	所在地	
	電話番号 (FAX)	
	所在地	
	電話番号 (FAX)	

注) 会社案内等を添付してください。

(様式2)

同等品申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社UR コミュニティ 阪神住まいセンター
センター長 尾上 将之 殿

会社名
住所
代表者名

「自動体外式除細動器（AED）等の賃貸借（レンタル）（宅配ボックス内）（阪神住まいセンター）」において仕様書記載の物品と同等若しくは同等品以上の品目として、様式2-1「同等品申請明細表」記載の物品をもって応札したく申請いたします。

(様式 2-1)
同等品申請明細表

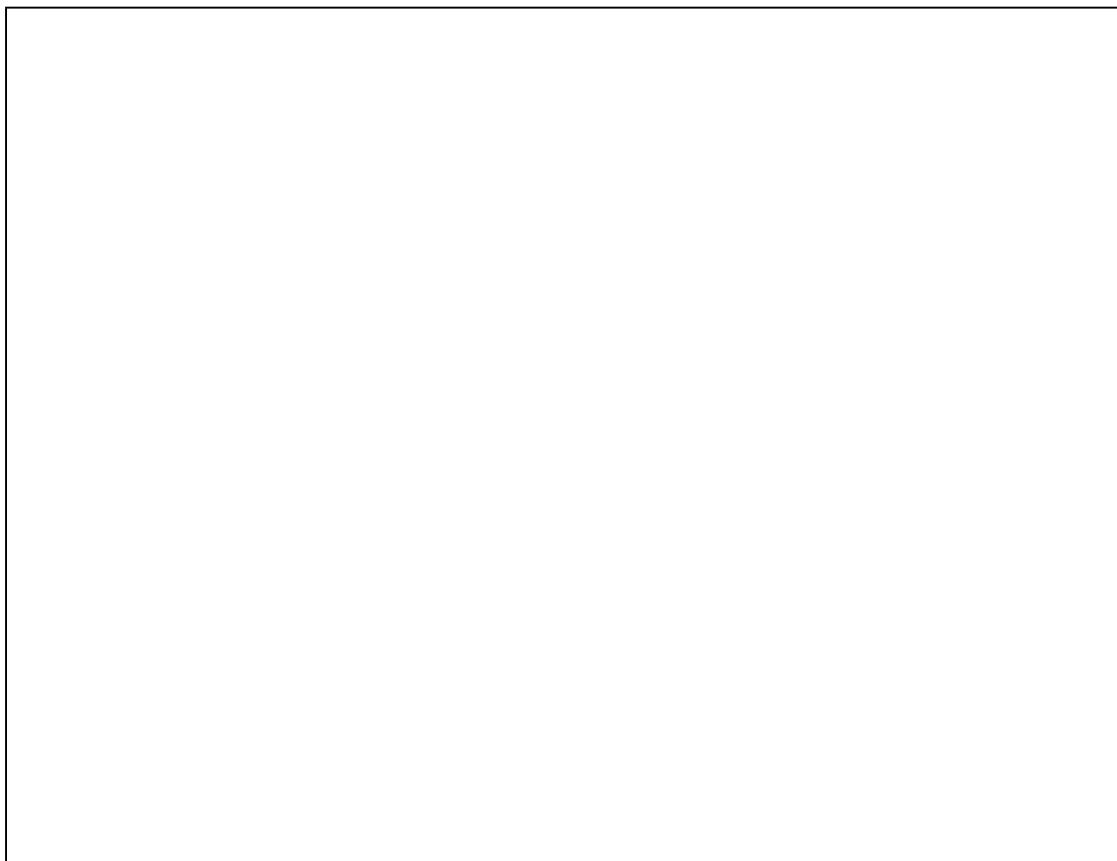
件名 「自動体外式除細動器（AED）等の賃貸借（レンタル）（宅配ボックス内）（阪神住まいセンター）」

提案する物品

○メーカー

○品名・型番

○規格・仕様（別紙による添付も可とする）



※申請品カタログ（原本）を添付すること。

以 上